住基CD											

利用調整点数表（基本表）・基準点数表

適用：令和9年4月入所調整～

区分		保護者の状況		基準点数	父	母
①	居宅外就労	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	20		
			1日7時間以上の就労を常態	19		
			1日6時間以上の就労を常態	18		
			1日5時間以上の就労を常態	17		
			1日4時間以上5時間未満の就労を常態	16		
		月16日以上	1日8時間以上の就労を常態	18		
			1日7時間以上の就労を常態	17		
			1日6時間以上の就労を常態	16		
			1日5時間以上の就労を常態	15		
			1日4時間以上5時間未満の就労を常態	14		
		月12日以上	1日8時間以上の就労を常態	16		
			1日7時間以上の就労を常態	15		
			1日6時間以上の就労を常態	14		
			1日6時間未満の就労を常態	13		
		月8日以上	1日8時間以上の就労を常態	12		
②	居宅内就労 （勤務地が自宅、またはそれに準ずる場合）	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	19		
			1日7時間以上の就労を常態	18		
			1日6時間以上の就労を常態	17		
			1日5時間以上の就労を常態	16		
			1日4時間以上5時間未満の就労を常態	15		
		月16日以上	1日8時間以上の就労を常態	17		
			1日7時間以上の就労を常態	16		
			1日6時間以上の就労を常態	15		
			1日5時間以上の就労を常態	14		
			1日4時間以上5時間未満の就労を常態	13		
		月12日以上	1日8時間以上の就労を常態	15		
			1日7時間以上の就労を常態	14		
			1日6時間以上の就労を常態	13		
			1日6時間未満の就労を常態	12		
		月8日以上	1日8時間以上の就労を常態	11		
		内職	月64時間以上の就労をしている場合に限る（賃金実績等から推計）	8		
③	求職	求職中（就労時間が要件を満たしていない場合、就労証明書の提出が無い場合を含む）		5		
④	出産	母が出産又は出産予定日の前後8週間の期間にあり、出産の準備又は休養を必要としている		16		
⑤	保護者が 疾病・障害	疾病	1か月以上の入院もしくは寝たきりの状態など、完全に保育が不可能な状態	20		
			通院加療などを行い、常に安静を要するなど、常時保育が困難な状態	18		
			疾病などにより、保育が困難な状態	16		
		障害	重度の障害（身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A）	20		
			中度の障害（身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B）	18		
			上記以外で保育に当たることが困難な場合	16		
⑥	同居親族の介護・看護	要介護認定3・4・5、重度身体障害者などの介護に当たる場合		18		
		要介護認定1・2、中度身体障害者などの介護に当たる場合		14		
		要支援認定を受けた方などの介護・看護に当たる場合		10		
⑦	就学	就労に必要な技能習得のため職業訓練校、専門学校、大学などに月120時間以上就学		18		
		就労に必要な技能習得のため職業訓練校、専門学校、大学などに月64時間以上就学		14		
⑧	災害	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧のため保育に当たれない場合		20		
⑨	虐待	児童虐待防止法第2条の対象者と認められる場合		20		
	家庭内暴力	配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合		20		
⑩	不存在	死別・離別・行方不明・拘禁等		20		
⑪	その他市が認める場合	内訳：【別表1】		△5～10		

◆計①…父母それぞれの点数を算出し、集計する（複数の項目に該当する場合は、原則として点数の高い項目の点数を採用する）。

計①		

【別表1】	点数	父	母
両親ともに不存在の場合	2		
保育を必要とする理由の証明書に不備がある場合や、申し立ての事実に対して客観的に疑義が生じる場合 （内容：　　） ＊就労者・雇用者が自営業・個人事業主等で、実態を確認できる「営業許可証」「確定申告書」「就労者の給与明細書」等が提出されない場合や、会社・事業所の存在や業務実績を客観的に確認できない場合、調査への協力を拒否する場合など。	△5～△1 ＊△2を基本に調整		
その他：	△5～10		
小計			

利用調整点数表（基本表）・加算減算点数表

区分	状況		点数	備考	
世帯の状況	生活保護を受給している世帯		3		
	雇用者が保護者の配偶者または祖父母である場合		△1		
	就労者・雇用主が自営業・個人事業主等で、業務実態を証明する書類を提出しない場合 ※1		△3		
	ひとり親世帯	利用開始希望月の前6か月以内に死別によりひとり親家庭となった場合 （次の二項目とは重複しない）	5		
		同一住所に保育可能な65歳未満の同居者がいない	5		
		同一住所に保育可能な65歳未満の同居者がいる※2	3		
	65歳未満の同居者が最低就労以下・求職中の場合 ※2		△3		
	保護者が単身赴任をしている※3	国内	3		
		国外	5		
	就労している＊⑤⑥の場合	月64時間以上	2		
		月64時間未満	1		
	保護者が市内の幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育事業、企業主導型保育事業等で、保育士または幼稚園教諭として月120時間以上就労している（予定も含む）		5		
	保護者が市内の幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育事業、企業主導型保育事業等で、保育士または幼稚園教諭として月120時間未満の就労をしている（予定も含む）		3		
	生計の中心者が失業中で就業の必要性が高いと認められる場合		5		
	親族の介護をしている場合 ＊⑥の場合は適用しない		2		
申込の状況	2号・3号認定で兄弟姉妹が在園する教育・保育施設に申し込む場合		5		
	転園希望（保育園⇔認こ園⇔小規模⇔保育園、市外施設→市内施設への転園を除く） ※4		△5		
	複数児童を同時申込した場合（3人以上の場合は1人増える事に1点加算）		1		
	多胎児を妊娠している ＊④の場合		2		
	小規模保育施設（地域型保育事業）を卒園	連携施設を第1希望にしている	5		
		連携施設以外を第1希望にしている	3		
	1号認定で利用している認定こども園を、保護者の状況が変化したため2号認定での利用を希望する場合		2		
	職場同伴（作業場等で危険を伴う）での就労や、基準点数表①～⑨のため、1ヶ月以上認可外保育施設等を利用している実績が確認できる場合		2		
	保育料未納・滞納世帯（5期分以上の滞納から、卒園児も含む）		△20		
	過去1年以内において内定の辞退をしている（保護者の病気などやむを得ない場合を除く）		△5		
	広域入所	市外住民で勤務地が市内の場合	△10		
		市外住民で勤務地が市外の場合	△15		
その他の調整点（市が認める場合）	内訳：【別表2】		△10 ～10		

※1 個人事業主および協力者等については、「確定申告書」「個人事業主の開廃業届」「営業許可証」などの提出がない場合
※2 当該同居者の就労証明書等が提出されない場合も含む
※3 就労証明書において単身赴任していることが確認できる場合のみ適用
※4 入所年度と同一年度内での転園希望の場合は、施設種別に関わらず適用

計②	

【別表2】	点数	
児童の状況から、保育士の加配が必要と判断される場合や施設の受入れが難しいと判断できる場合（施設との協議による）	△10～△1	
その他：	△10～10	
	小計	

利用調整点数表（同点調整表）

番号	状況		調整点数	
1	伊勢原市在住者（転入予定者を含む）		20	
2	虐待やDVのおそれがある世帯		15	
3	ひとり親世帯		10	
4	生活保護世帯		8	
5	保護者が3年以上同じ就労先で勤務（就学の場合は在籍）している ＊保護者のいずれかが該当する場合に適用		5	
6	育休明け（復職予定で申請して保留となり、やむを得ず育児休業の延長や復職をした場合を含む）		2	
7	保護者の就労・就学地 ＊市外からの申し込みの場合は必要に応じ個別判断 ＊保護者全員が就労している場合に適用	伊勢原市内の場合	1	
		厚木市・平塚市・秦野市の場合	2	
		神奈川県内の場合	3	
		神奈川県外の場合	4	
8	祖父母の居住地 ＊市外からの申し込みの場合は必要に応じ個別判断	伊勢原市内の場合	1	
		厚木市・平塚市・秦野市の場合	2	
		神奈川県内の場合	3	
		神奈川県外の場合	4	
9	入所を希望しているが継続して待機となっている期間が1年以上ある		1	
10	転園希望（小規模保育施設を卒園する場合、きょうだいの在園する施設への転園及び市外施設から市内施設への転園を希望する場合を除く）		△2	

＊基本表による点数が同点の場合、調整点数を加減点して優先順位を決定する。

計①+計②

調整点合計